

○静岡県漁業調整規則

昭和 39 年 3 月 28 日

規則第 17 号

静岡県漁業調整規則(昭和 26 年静岡県規則第 98 号)の全部を改正する規則をここに制定する。

静岡県漁業調整規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条の 2)

第 2 章 漁業の許可(第 6 条—第 33 条)

第 3 章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等(第 34 条—第 58 条)

第 4 章 罰則(第 59 条—第 62 条)

附則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)及び水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)その他漁業に関する法令とあいまって、静岡県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、漁業法第 84 条第 1 項に規定する海面に適用する。

(県の区域内に住所を有しない者の申請又は届出)

第 3 条 県の区域内に住所を有しない者は、中型まき網漁業(漁業法第 66 条第 1 項の中型まき網漁業をいう。以下同じ。)若しくは小型機船底びき網漁業(同項の小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)又は第 6 条第 2 号イ、オ、カ若しくはクに掲げる漁業の方法による漁業について知事に申請又は届出をしようとする場合は、その住所の所在する都道府県知事の副申書を添えなければならない。

(一部改正〔平成 12 年規則 5 号・20 年 13 号〕)

(代表者の届出)

第 4 条 漁業法第 5 条第 1 項の規定による代表者の届出は様式第 1 号によるものとし、代表者を変更したときの届出は様式第 2 号によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第 5 条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 漁業法第 8 条第 6 項の規定による認可の申請書 様式第 3 号

(2) 漁業法第 10 条の規定による免許の申請書 様式第 4 号

(一部改正〔平成 13 年規則 11 号〕)

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第 5 条の 2 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和 27 年農林省令第 6 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第 1 種漁業	機船手繰網漁業
手繰第 2 種漁業	えびびき網漁業 自家用餌 ^じ 料びき漁業
手繰第 3 種漁業	貝けた網漁業

(追加〔昭和 46 年規則 8 号〕、一部改正〔昭和 48 年規則 35 号〕)

第 2 章 漁業の許可

(漁業の許可)

第 6 条 次に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 2 号アからコまでに掲げる漁業の方法による漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第 1 号に掲げる漁業及び第 2 号ケに掲げる漁業の方法による漁業にあつては、漁業法第 8 条第 1 項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当する者が当該資格に係る漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む場合は、この限りでない。

(1) あさりの採捕を目的とする漁業(小型機船底びき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「あさり漁業」という。)

(2) 次に掲げる漁業の方法による漁業

ア 小型まき網(総トン数 5 トン未満の船舶を使用するものに限る。)(以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)

イ 船びき網(動力漁船を使用するものに限る。)(以下当該漁業の方法による漁業を「船びき網漁業」という。)

ウ ごち網(以下当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。)

エ 空釣こぎ(以下当該漁業の方法による漁業を「空釣こぎ漁業」という。)

オ 底立てはえ縄(以下当該漁業の方法による漁業を「底立てはえ縄漁業」という。)

- カ 棒受網(総トン数5トン以上の動力漁船を使用するもの(さんま棒受網を除く。))に限る。)(以下当該漁業の方法による漁業を「棒受網漁業」という。)
- キ 罎目網(方言「大正網」を含む。)(以下当該漁業の方法による漁業を「罎目網漁業」という。)
- ク さばすくい網(総トン数5トン以上の動力漁船を使用するものに限る。)(以下当該漁業の方法による漁業を「さばすくい網漁業」という。)
- ケ 固定式刺網(以下当該漁業の方法による漁業を「固定式刺網漁業」という。)
- コ 刺網(ケ及び第38条第1号に掲げる漁業の方法を除く。)(以下当該漁業の方法による漁業を「刺網漁業」という。)
- サ 袋網(浜名湖におけるものに限る。)(以下当該漁業の方法による漁業を「袋網漁業」という。)
- シ 小型定置(サに掲げる漁業の方法を除く。)(以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。)
- ス いるか追込(ごんどうくじらを目的とするものを含む。)(以下当該漁業の方法による漁業を「いるか追込漁業」という。)
- セ ぼら敷網(以下当該漁業の方法による漁業を「ぼら敷網漁業」という。)
- ソ 追込網(以下当該漁業の方法による漁業を「追込網漁業」という。)
- タ 張網(2隻以上の船舶を使用するものに限る。)(以下当該漁業の方法による漁業を「張網漁業」という。)
- チ 寄網(以下当該漁業の方法による漁業を「寄網漁業」という。)
- ツ 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含み、あさりの採捕を目的とするものを除く。)(以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。)

(全部改正〔平成20年規則13号〕、一部改正〔平成21年規則30号〕)
(附属漁船の使用承認)

第7条 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の許可を受けた者は、漁ろう単位ごとに、知事の使用承認を受けた附属漁船でなければ、その漁業のために使用してはならない。

- 2 前項の使用承認は、当該中型まき網漁業及び小型まき網漁業の許可の効力が消滅したときは、その効力を失う。
- 3 次条第1項及び第6項、第10条から第20条まで、第23条第1項第3号及び第4項、第29条、第32条、第33条並びに第53条から

第 56 条までの規定は、第 1 項の使用承認に準用する。この場合において、これらの規定中「許可」とあるのは「使用承認」と、「許可証」とあるのは「承認証」と、「漁業の許可」とあるのは「附属漁船の使用承認」と、「漁業の許可又は起業の認可」とあるのは「附属漁船の使用承認」と、「許可又は認可」とあるのは「使用承認」と、次条第 1 項中「漁業法第 66 条第 1 項の許可及び第 6 条の許可」とあるのは「前条第 1 項に規定する附属漁船の使用承認」と、「漁業法第 66 条第 1 項に規定する漁業及び第 6 条第 2 号アからコまでに掲げる漁業の方法による漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、様式第 5 号による申請書」とあるのは「漁ろう単位(網船を除く。)ごとに様式第 6 号による申請書」と、第 10 条中「(様式第 7 号)」とあるのは「(様式第 8 号)」と、第 13 条第 1 項中「漁業法第 66 条第 1 項に規定する漁業及び第 6 条第 2 号アからオまでに掲げる漁業の方法による漁業(種苗漁業を含む。)の許可」とあるのは「第 7 条第 1 項に規定する附属漁船の使用承認」と、「様式第 9 号又は様式第 10 号による許可番号」とあるのは「様式第 9 号による承認番号」と、第 15 条中「(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)」とあるのは「(附属漁船の種類及び使用船舶をいう。以下同じ。)」と、「漁業を営んではならない」とあるのは「附属漁船を使用してはならない」と読み替えるものとする。

(一部改正〔昭和 46 年規則 8 号・50 年 68 号・55 年 18 号・平成 2 年 27 号・6 年 56 号・12 年 5 号・20 年 13 号〕)

(許可の申請)

第 8 条 漁業法第 66 条第 1 項の許可及び第 6 条の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、漁業法第 66 条第 1 項に規定する漁業及び第 6 条第 2 号アからコまでに掲げる漁業の方法による漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、様式第 5 号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第 25 条の規定により定数が定められた漁業(以下「定数漁業」という。)に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければ

ならない。ただし、第 22 条第 1 項、第 27 条及び第 28 条の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。

- 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。
- 4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により当該申請に係る者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。
- 5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から 2 月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第 1 項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・13 年 11 号・20 年 13 号〕)

(許可の有効期間)

第 9 条 漁業の許可の有効期間は、3 年とする。ただし、増養殖用の種苗採捕を目的とする漁業(以下「種苗漁業」という。)の許可の有効期間は、1 年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 27 条又は第 28 条の規定によって許可した場合にあっては、従前の許可の残存期間とする。
- 3 第 1 項の有効期間は、同一の漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。
- 4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第 1 項の期間より短い期間を定めることができる。

(一部改正〔平成 20 年規則 13 号〕)

(許可証の交付)

第 10 条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に許可証(様式第 7 号)を交付する。

(許可証の携帯義務)

第 11 条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の理由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事が証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(許可証の譲渡等禁止)

第 12 条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第 2 項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第 13 条 漁業法第 66 条第 1 項に規定する漁業及び第 6 条第 2 号アからオまでに掲げる漁業の方法による漁業(種苗漁業を含む。)の許可を受けた者は、船舶の船橋の外側又は両げん側(小型機船底びき網漁業にあっては、両げん側に限る。)のおおむね中央部に様式第 9 号又は様式第 10 号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 袋網漁業の許可を受けた者は、漁具の羽口に様式第 11 号による許可番号を表示した標識を設置しなければ、当該漁具を使用してはならない。

3 前 2 項の規定により表示又は標識の設置をした者は、当該許可がその効力を失い、若しくは取り消された場合又は種苗漁業にあっては操業期間の満了した場合には、速やかに、前 2 項の規定によりした表示を抹消し、又は標識を取り除かなければならない。

(一部改正〔昭和 55 年規則 18 号・平成 2 年 27 号・20 年 13 号〕)

(許可等の制限又は条件)

第 14 条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするにあたり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第 15 条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第 16 条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、漁業の許可の内容(船舶の総トン数及び推進機関の馬力数の減少に係るものを除く。)を変更しようとするときは、申請書(様式第 12 号)を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する内容の変更が、船舶総トン数若しくは推進機関の馬力数に係る場合にあつては、その申請書に船舶件名書(様式第 13 号)を添えなければならない。

3 第 1 項の場合には第 8 条第 6 項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第 17 条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、速やかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るもの)にあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき)、申請書(様式第 14 号)を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(一部改正〔平成 2 年規則 27 号〕)

(許可証の再交付の申請)

第 18 条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、申請書(様式第 15 号)を提出して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第 19 条 知事は、次の各号に掲げる場合には遅滞なく許可証を書換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第 16 条の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

(2) 第 17 条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(3) 第 29 条第 2 項の規定による届出があつたとき。

(4) 第 32 条第 1 項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第 20 条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

(一部改正〔平成13年規則11号〕)

(起業の認可)

第21条 漁業の許可を受けようとする者であって現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、申請書(様式第5号)に船舶件名書を添えて知事に提出しなければならない。

3 第8条第6項の規定は第1項の認可申請に準用し、同条第2項から第5項までの規定は第25条の規定により定数の定められた漁業に係る第1項の許可申請に準用する。

(一部改正〔昭和51年規則7号〕)

第22条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であり、かつ、当該認可に係る当該漁業の許可の有効期間中であるときは、次条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日によりその効力を失う。

(許可等をしない場合)

第23条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

- (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合
- 2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行うものとする。ただし、当該申請者又はその代理人が正当な理由がなく意見の聴取に応じない場合には、意見の聴取を行わないで前項の規定による処分をすることができる。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 知事は、第1項第3号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

(許可等についての適格性)

第24条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。

(許可等の定数)

第25条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第6条各号に規定する漁業につき、及び漁業法第66条第1項に規定する漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする船舶又は漁業の数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることができる。

- 2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。
- 3 漁業法第66条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第1項の規定によって知事が定めた定数とみなす。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該船舶の隻数、トン数及び馬力数の最高限度を漁業種類ごとに又は地域別に区分して定めることができる。
- 4 知事は、第1項の定数(前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。

5 第2項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(一部改正〔平成20年規則13号〕)

(許可等の基準)

第26条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。
- (2) 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第8条第3項(第21条第3項において準用する場合を含む。))の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者)にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であって、その総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないもの)についてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をするとすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 当該漁業の操業状況
- (2) 各申請者が当該漁業に依存する程度
- (3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可等の特例)

第27条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第23条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
- (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6箇月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

第28条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者(県内に住所を有する漁業者又は漁業従事者に限る。)が当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第23条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合
- (2) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、他の船舶を併せて使用しようとする場合
- (3) その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の構造改善に資するため転換を図る必要があると知事が認める漁業を営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

(4) 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

(一部改正〔平成13年規則11号〕)

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第29条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成13年規則11号〕)

(許可等の取消し)

第30条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第24条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

第31条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6箇月間又は引続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第1項若しくは第52条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示、同条第11項の規定に基づく命令、同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において読み替えて準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者が1漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ休業届(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、就業届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。
(一部改正〔平成6年規則56号・12年5号・13年64号〕)

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第32条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し又は操業を停止させることがある。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行なうことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。

5 第1項及び第2項の場合は、第30条第2項の規定を準用する。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

(許可等の失効)

第33条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第29条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第34条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(一部改正〔昭和47年規則19号〕)

(保護水面における採捕の制限)

第35条 水産資源保護法第15条第1項の規定により指定された、次の表の左欄に掲げる保護水面の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。ただし、当該保護水面の区域のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる許可採捕区域においては、第6条の許可を受けた者が、同法第17条の規定により知事が定めた管理計画に基づき水産動植物を採捕する場合は、この限りでない。

保護水面の区域	許可採捕区域
<p>次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第1号から161度400メートルの点</p> <p>基点第1号から185度730メートルの点</p> <p>基点第1号から217度675メートルの点</p> <p>基点第1号から228度290メートルの点</p>	<p>次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第1号から161度400メートルの点</p> <p>基点第1号から185度730メートルの点</p> <p>基点第1号から217度675メートルの点</p> <p>基点第1号から228度290メートルの点</p> <p>基点第1号から209度30分270メートルの点</p> <p>基点第1号から209度30分570メートルの点</p> <p>基点第1号から190度30分600メートルの点</p> <p>基点第1号から172度30分335メートルの点</p>
<p>次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第2号から111度30分1,010メートルの点</p>	<p>次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第2号から111度30分1,010メートルの点</p>

基点第 2 号から 124 度 20 分 765 メートルの点	基点第 2 号から 124 度 20 分 765 メートルの点
基点第 2 号から 68 度 535 メートルの点	基点第 2 号から 68 度 535 メートルの点
基点第 2 号から 71 度 15 分 865 メートルの点	基点第 2 号から 71 度 15 分 865 メートルの点
	基点第 2 号から 79 度 50 分 860 メートルの点
	基点第 2 号から 80 度 10 分 610 メートルの点
	基点第 2 号から 113 度 5 分 735 メートルの点
	基点第 2 号から 104 度 45 分 950 メートルの点

2 前項において基点第 1 号及び基点第 2 号は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基点第 1 号 静岡県浜松市西区白州町 3,156 番地地先の堤防上に設置した標柱
- (2) 基点第 2 号 静岡県湖西市新所 5,964 番地地先の堤防上に設置した標柱

(全部改正〔昭和 41 年規則 1 号〕、一部改正〔昭和 47 年規則 19 号・平成 20 年 13 号〕)

(禁止期間)

第 36 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第 1 種共同漁業若しくは、第 3 種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合又は、よりも若しくはながれもを採取する場合は、この限りでない。

名称	禁止期間
あわび	10 月 1 日から 12 月 31 日まで
いせえび	5 月 15 日から 9 月 15 日まで
てんぐさ(とりあしを含む。)	11 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで
しらす	1 月 15 日から 3 月 20 日まで
さくらえび	6 月 11 日から 9 月 30 日まで
ぼら(当歳のものに限る。)	1 月 1 日から 7 月 31 日まで

あゆ

10月1日から翌年5月31日まで

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

(一部改正〔昭和46年規則8号・51年7号〕)

(体長等の制限)

第37条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
いせえび	眼の付根から尾端まで13センチメートル以下
あわび	殻長11センチメートル以下
とこぶし	殻長5センチメートル以下
さざえ	殻蓋の径3センチメートル以下
うなぎ	全長13センチメートル以下
真珠貝	殻長6センチメートル以下
はまぐり	殻長3センチメートル以下
あさり	殻長2センチメートル以下
ぶり	全長15センチメートル以下

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(一部改正〔昭和51年規則7号〕)

(漁業の禁止)

第38条 次に掲げる漁業の方法による漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) かつお、まぐろ、さわら流網
- (2) 沖縄式追込網
- (3) から釣なわ

(全部改正〔平成20年規則13号〕)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第 39 条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 油づけえさ(方言「油いか」その他油性物を利用したえさ及び擬じをいう。)を使用する漁法
- (3) 発射装置を有する漁具
- (4) 浜松市西区舞阪町舞阪吹上 2,727 番地養魚場北西角と浜名郡新居町中之郷釜崎 3,664 番地の 1 北東角を結んだ線以南の浜名湖における網丈 1 メートル以上の三枚網を使用する漁法
- (5) 潜水器(簡易潜水器を含む。)を使用する漁法(潜水器漁業の許可に基づいて水産動植物を採捕する場合を除く。)
(一部改正〔昭和 47 年規則 47 号・55 年 18 号・平成 20 年 13 号〕)
(禁止区域)

第 40 条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内において、操業してはならない。

漁業種類	禁止区域
流網漁業	沼津市大瀬崎から同市大塚東端を見通した線以東の海面
かつお、まぐろまき網漁業	沼津市大瀬崎から同市牛臥山西端を見通した線以東の海面
集魚灯を利用する網漁業	漁業権漁場内(権利者の同意を得た場合を除く。)
すべての小型機船底びき網漁業	浜松市舞阪灯台と浜名郡新居弁天地蔵とを結んだ線以北の浜名湖内
船舶総トン数 5 トン以上又は推進機関の馬力数 200 キロワットを超える船舶を使用する小型機船底びき網漁業	神奈川県足柄下郡真鶴崎から東京都式根島頂上に至る線と神奈川県藤沢市江の島頂上から下田市神子元島灯台に至る線との交差点、同灯台、賀茂郡石廊崎灯台の正南 3 海里の点、賀茂郡波勝崎の南西 3 海里の点を経て富士市越前岳頂上を結ぶ線内の静岡県海域 沼津市大瀬崎から富士川河口中央に至る線内 富士市越前岳頂上から御前崎市御前崎灯台南々東 2 海里の点を結ぶ線内 御前崎市御前崎灯台南々東 2 海里の点と北緯

	34度38分58秒東経137度48分47秒の点を結ぶ線内 御前崎市御前崎灯台と最大高潮時における海岸線上静岡県、愛知県境から正南2海里の点を結ぶ線内の静岡県海域
--	---

2 網漁業(ぶし網を除く。)は、5月1日から10月31日までの期間は東海旅客鉄道東海道新幹線以南の浜名湖において操業してはならない。

(一部改正〔昭和48年規則35号・平成13年64号・14年7号・20年13号・21年30号〕)

(河口付近における採捕の制限)

第41条 次の各号に掲げる河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域内では、3月1日から4月30日までの期間は、ひき網により水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合はこの限りでない。

- (1) 河津川
- (2) 狩野川
- (3) 富士川
- (4) 興津川
- (5) 安倍川
- (6) 大井川
- (7) 太田川
- (8) 天竜川

2 浜名湖口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合400メートルに至る区域内では、3月1日から4月30日までの期間は、水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

3 小型機船底びき網漁業については、前項の期間を1月1日から4月30日までとする。

(電気設備の制限)

第42条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する集魚灯には、1漁船につき、それぞれ同表の右欄に掲げる容量を超える電球を使用してはならない。

漁業の種類	容量
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	7 キロワット
棒受網漁業	7 キロワット
一本釣漁業(さば一本釣漁業を除く。)	5 キロワット
さばすくい網漁業及びさば一本釣漁業	7 キロワット

2 中型まき網漁業及び小型まき網漁業につき、集魚灯を使用できる船舶の総隻数は、1 漁ろう体につき 2 隻以下とする。

3 沼津市大瀬崎から同市大塚東端及び富士川河口中央を結ぶ三角の海面において行う漁業に使用する集魚灯には、1 漁ろう体につき、1 キロワットを超える容量の電球を使用してはならない。

(一部改正〔昭和 46 年規則 8 号・48 年 35 号・50 年 68 号・55 年 18 号・平成 13 年 64 号・21 年 30 号〕)

(操業の制限)

第 43 条 袋網漁業は、日出から日没までの間操業してはならない。ただし、3 月 25 日から 5 月 30 日までの期間は、この限りでない。

2 小型機船底びき網漁業は、日没から日出までの間操業してはならない。ただし、自家用餌^じ料びき網漁業及び静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から 169 度の線と牧之原市勝俣と同市片浜との最大高潮時海岸線における境界点から 132 度の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合 2,200 メートル以内の海域で操業するえびびき網漁業は、この限りでない。

(一部改正〔昭和 46 年規則 8 号・平成 15 年 48 号・20 年 13 号・21 年 30 号〕)

第 44 条 網漁業は、1 月 1 日から 3 月 15 日まで及び 7 月 1 日から 9 月 15 日までの期間石花海(200 メートル等深線以内)において操業してはならない。ただし、棒受網漁業は、9 月 1 日から 9 月 15 日までの期間日出から日没までの間に限り操業することができる。

2 船舶総トン数 5 トン以上又は推進機関の馬力数 200 キロワットを超える船舶を使用する小型機船底びき網漁業は、5 月 16 日から 8 月 31 日までの期間操業してはならない。

(一部改正〔昭和 46 年規則 8 号・48 年 35 号・平成 14 年 7 号〕)

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第 45 条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土、砂れき若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、申請書(様式第19号)に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により許可をするにあたり、制限又は条件をつけることがある。

(定置漁業の保護区域)

第46条 知事は、漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、定置漁業の保護区域(以下本条において「区域」という。)を定めることがある。

2 前項の規定により定めた区域内においては、許可漁業は操業してはならない。ただし、漁業権者の同意を得てする場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の区域を定める場合にはあらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

4 知事は、第1項の区域を定めたときはこれを公示する。

5 第3項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた区域を変更する場合に準用する。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第46条の2 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のために従事してする場合を除き、何人も次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りでない。

(1) たも網又はさで網

(2) やす(水中眼鏡を利用する場合を除く。)

(3) は具(火光又は水中眼鏡を利用する場合を除く。)

(4) くまで(幅15センチメートル以下のものに限る。)

(5) 投網(船舶を使用する場合を除く。)

(6) さお釣又は手釣(から釣を除く。)

(7) 徒手採捕

(8) ひき縄釣

(一部改正〔昭和46年規則8号・47年47号・平成14年7号・15年48号〕)

(増養殖用種苗採捕の適用除外)

第47条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法に

ついでに制限又は禁止に関する規定(以下本条及び次条において「制限禁止規定」という。)は増養殖用種苗(種卵を含む。)の供給のための水産動植物の採捕(以下本条において「種苗採捕」という。)について知事の許可を受けた者が行なう当該種苗採捕については適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、申請書(様式第20号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、許可証(様式第21号)を交付する。
- 4 知事は、第1項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第1項の許可の有効期間は、1年とする。ただし、知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、より短い期間を定めることがある。
- 6 第1項の許可を受けた者は採捕にあたって別に定める許可番号の表示をしなければならない。
- 7 前項の許可番号の表示は、採捕の期間が終了したとき又は第14項の規定により許可を取り消された場合には、すみやかに取り除かななければならない。
- 8 第1項の許可を受けた者は当該許可に係る種苗供給の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して種苗採捕を行ってはならない。
- 10 第1項の許可を受けた者が許可証に記載されている事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 11 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは「書換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 12 第11条の規定は、第1項又は第10項の規定により許可を受けた者について準用する。
- 13 知事は、当該種苗資源の保護及び有効利用を図るための措置に協力した者であって現に当該許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日の到来のため改めて従前の許可に係る内容と同一の申請をしたときは、他の申請に優先して許可をするものとする。
- 14 知事は、第1項の許可を受けた者が、種苗資源の保護及び有効利用を図るために知事が行った指示に違反した場合又は漁業調整若し

くは水産資源の保護培養上必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。この場合は、第 30 条第 2 項の規定を準用する。
(一部改正〔平成 6 年規則 56 号〕)

(試験研究等の適用除外)

第 48 条 制限禁止規定は、試験研究又は教育実習のための水産動植物の採捕(以下本条において「試験研究等の採捕」という。)について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については適用しない。

2 前条第 2 項から第 4 項まで及び同条第 8 項から第 12 項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第 2 項中「(様式第 20 号)」とあるのは「(様式第 22 号)」と、第 3 項中「(様式第 21 号)」とあるのは「(様式第 23 号)」と第 9 項中「種苗採捕」とあるのは「試験研究等の採捕」と読み換えるものとする。

3 知事は、漁業調整その他必要があると認めるときは、第 1 項の許可を取り消すことがある。

(漁業調整の必要による漁業の制限又は禁止)

第 49 条 知事は、漁具若しくは漁法又は漁場利用関係の急激な変化に伴い、直ちに漁業取締りその他漁業調整のために必要な措置を講じなければ水産動植物の保護培養又は漁業取締り、その他漁業調整上重大な支障が起る恐れがあると認められる場合は、漁業調整上最少限度と認められる水面につき一時水産動植物の採捕又は漁具若しくは漁船の使用に関して必要な制限をし、又はこれを禁止することがある。

2 知事は、前項の制限又は禁止をしようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第 50 条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第 134 条第 1 項の規定による検査を行わせるときも同様とする。

2 前項前段の規定による停泊期間は、40 日を超えないものとする。

3 知事は、第 1 項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行うものとする。

- 4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。
- 5 第 1 項後段の規定による停泊期間は、10 日間を超えないものとする。

(一部改正〔平成 6 年規則 56 号・15 年 48 号〕)

(船長等の乗組み禁止命令)

第 51 条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

- 2 前項の場合には、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(一部改正〔平成 6 年規則 56 号・15 年 48 号〕)

(無許可船に対する停泊命令)

第 52 条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命ずることがある。その命令に違反したときも同様とする。

- 2 前項の規定による停泊期間は、40 日を超えないものとする。

- 3 第 1 項の場合には、第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(一部改正〔平成 6 年規則 56 号・15 年 48 号〕)

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第 53 条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用する虞れがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又はみずからこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第 54 条 漁業監督吏員は、漁業法第 74 条第 3 項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることがある。

2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

- (1) 様式第 24 号による信号旗 L を掲げる
- (2) サイレン、汽笛その他の音響信号により L の信号(短音 1 回、長音 1 回、短音 2 回)を約 7 秒の間隔を置いて連続して行う。
- (3) 投光器により L の信号(短光 1 回、長光 1 回、短光 2 回)を約 7 秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において「長音」又は「長光」とは、約 3 秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約 1 秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(一部改正〔昭和 47 年規則 19 号・平成 15 年 48 号〕)

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第 55 条 漁業法第 72 条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第 56 条 前条の標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書換え又は新たに建設し若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第 57 条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては漁具の標識(様式第 25 号)を当該漁具の見易い場所に水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(漁獲成績報告書の提出)

第 58 条 漁業の許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる漁業ごとに、同表の中欄に掲げる漁獲成績報告書を同表の右欄に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	漁獲成績報告書の種類	提出期限
中型まき網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の 1 月 31 日まで

小型機船底びき網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
あさり漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
小型まき網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
船びき網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
ごち網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
空釣こぎ漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
底立てはえ縄漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
棒受網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
罟目網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
さばすくい網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
固定式刺網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
刺網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
袋網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
小型定置漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
いるか追込漁業	操業ごとの漁獲成績報告書	操業終了後の15日以内
ぼら敷網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
追込網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
張網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
寄網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
潜水器漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで

- 2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。
(全部改正〔平成20年規則13号〕)

第4章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第7条第1項、第15条(第7条第3項において準用する場合を含む。)、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第37条、第39条から第44条まで、第45条第1項、第46条第2項又は第47条第9項(第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者。

- (2) 第 14 条(第 7 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 32 条第 1 項、第 45 条第 3 項、第 47 条第 4 項(同条第 11 項及び第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 49 条第 1 項の規定により付けられた禁止、制限又は条件に違反した者。
- (3) 第 32 条第 1 項の規定による操業の停止の命令に違反した者。
- (4) 第 34 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項又は第 53 条の規定による命令に違反した者。

2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(一部改正〔昭和 58 年規則 35 号・平成 2 年 27 号・20 年 13 号〕)

第 60 条 第 11 条第 1 項(第 7 条第 3 項、第 47 条第 12 項、第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 13 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項(第 7 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 46 条の 2、第 47 条第 6 項又は第 7 項までの規定に違反した者は、科料に処する。

(一部改正〔昭和 46 年規則 8 号〕)

第 61 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第 59 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第 62 条 第 11 条第 3 項(第 47 条第 12 項及び第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条第 1 項若しくは第 2 項、第 29 条第 2 項、第 31 条第 4 項若しくは第 5 項又は第 47 条第 8 項(第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

(一部改正〔昭和 41 年規則 1 号・平成 2 年 27 号・6 年 56 号〕)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規則のうち漁業法第 8 条第 3 項に規定する内水面(以下本項において「内水面」という。)に係る部分については、この規則施行後も内水面に関する規則を定めるまでの間は、なお効力を有するものとする。

3 改正前の規定に基づいてした許可、承認、その他の知事の処分であって、この規則施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基づいてすることができるものに限り、これに基づいてしたものとみなす。ただし、許可、承認の知事の処分の有効期間は、この規則の規定にかかわらず昭和 39 年 8 月 31 日に満了するものとする。

4 改正前の規則の規定に基づいてした申請、届出等の行為であって、この規則施行の際現に有効に行なわれているものについては、この規則の規定に基づいてすることになっているものに限り、これに基づいてしたものとみなす。

5 改正前の規則の規定に基づいてした相続及び合併に係る申請は、この規則の規定に基づいてした届出とみなす。

6 第 3 項の処分又は行為に係る許可証、標識等の表示方法であって、この規則施行の際現に有効な方法とされるものについては、この規則に基づいて行なうことになっているものに限り、これに基づいてしたものとみなし、昭和 39 年 8 月 31 日まで有効とする。

7 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後でもなお従前の例による。

附 則(昭和 41 年 1 月 14 日規則第 1 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の規則第 35 条に違反した者に対する罰則の適用については、この規則施行後でもなお従前の例による。

附 則(昭和 44 年 10 月 9 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 3 月 26 日規則第 8 号)

1 この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の規則第 42 条第 1 項、同条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 1 項又は同条第 2 項の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 8 月 4 日規則第 47 号)

この規則は、昭和 47 年 8 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 6 月 15 日規則第 35 号)

1 この規則は、昭和 48 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 50 年 10 月 7 日規則第 68 号)

この規則は、昭和 50 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 5 日規則第 7 号)

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 31 日規則第 18 号)

1 この規則は、昭和 55 年 5 月 6 日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 8 月 25 日規則第 32 号)

1 この規則は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 58 年 6 月 11 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 2 年 6 月 22 日規則第 27 号)

1 この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の静岡県漁業調整規則の様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県漁業調整規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則(平成 6 年 5 月 31 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 26 日規則第 56 号)

1 この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 10 日規則第 5 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 23 日規則第 11 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 28 日規則第 64 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 22 日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成 13 年農林水産省令第 153 号)附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により従前の例によることとされる推進機関の馬力数は、この規則による改正後の第 40 条第 1 項及び第 44 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる推進機関の馬力数に係るこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に改正前の静岡県漁業調整規則の様式により作成されている用紙は、当分の間調整して使用することができる。

附 則(平成 15 年 6 月 6 日規則第 48 号)

1 この規則は、平成 15 年 6 月 13 日から施行する。ただし、第 43 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 13 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、題名の次に目次を付する改正規定並びに第 9 条、第 35 条第 2 項、第 39 条第 4 号、第 40 条及び第 43 条第 2 項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の静岡県漁業調整規則(以下「新規則」という。)第 6 条第 1 号に掲げる漁業又は同条第 2 号ツに掲げる漁業の方法による漁業に係る同条の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、新規則第 8 条第 1 項及び第 6 項、第 9 条、第 10 条並びに第 14 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第 6 条の規定により知事の許可を受けている者は、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、旧規則第 10 条の規定により当該者に交付された許可証に記載されている漁業種類及び船舶について、新規則第 6 条の規定により知事の許可を受けた者とみなす。

4 この規則の施行の際現に知事に対して提出されている旧規則第 8 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 18 条又は第 21 条第 2 項の

申請書は、それぞれ新規則第 8 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 18 条又は第 21 条第 2 項の申請書とみなす。

- 5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 4 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

代表者選定届

年 月 日		
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地	
届出者		
氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	印
届出者		
住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地	
届出者		
氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	印
(届出者全員が記名押印すること。)		
下記のとおり 漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。		
記		
代表者住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)		
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		

様式第 2 号(第 4 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

代表者変更届		
年 月 日		
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地	
届出者		
氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印
届出者		
住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地	
氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印
(届出者全員が記名押印すること。)		
下記のとおり 年 月 日付け届出の漁業に係る共同申請の代表者を変更したので、届け出ます。		
記		

住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

旧代表者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

新代表者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

様式第3号(第5条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(一部改正〔昭和50年規則68号・平成2年27号・6年47号〕)

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

名称

代表者 氏名 印

年静岡県告示第 号によって公示された 第 号に係る漁業権について、
別添のように 漁業協同組合 第 号 漁業権(入漁権)行使規則を制定
したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

--

様式第 4 号(第 5 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

共同(区画、定置)漁業免許申請書		
年 月 日		
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地	
申請者		
氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	印
年静岡県告示第 号によって公示された共(区、定)第 号 漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		

様式第 5 号(第 8 条、第 21 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(一部改正〔昭和50年規則68号・平成2年27号・6年47号・14年7号〕)

漁業許可(起業認可)申請書					
					年 月 日
静岡県知事 氏名 様					
住所		法人にあっては、その主たる事務所の所在地			
申請者					
氏名		法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		印	
下記により 漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。					
記					
1 漁業種類					
2 操業区域					
3 漁獲物の種類					
4 操業期間					
5 漁業根拠地					
6 漁具の種類 規模及び数					
7 使用する船舶					
	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 類	馬力 数

		トン	式	

8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力集魚灯の数及び光力

9 魚群探知器の有無

様式第 6 号(第 7 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正 [昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号・14 年 7 号])

<p>附属漁船使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県知事 氏名 様</p>		
住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地	
申請者		
氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印
<p>下記により附属漁船の使用承認を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 網船の船名及び漁船登録番号</p> <p>2 附属漁船</p>		

種類	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	特殊用途
引き船			トン	式	
〃					
火船					
〃					
運搬船					
〃					
〃					
〃					

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第7号(第10条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(全部改正〔平成6年規則47号〕)

許可番号 第 号
漁業許可証
住所又は所在地
氏名又は名称

1 漁業種類	
2 操業区域	
3 操業期間	
4 船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4)	推進機関の種類及び馬力数
5 許可の有効期間	
年 月 日から 年 月 日まで	
6 制限又は条件	
年 月 日	
静岡県知事 氏名 印	

様式第 8 号(第 7 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(全部改正〔平成 6 年規則 47 号〕、一部改正〔平成 14 年規則 7 号〕)

附第 号
附属漁船使用承認証
住所又は所在地

氏名又は名称

1 網船の船名並びに中型まき網漁業の許可番号及び許可期間

丸マ第 号 年 月 日から 年 月 日まで

丸マ第 号 年 月 日から 年 月 日まで

2 附属漁船

種類	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	特殊用途
引き船			トン	式	
〃					
火船					
〃					
運搬船					
〃					
〃					
〃					

3 使用承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

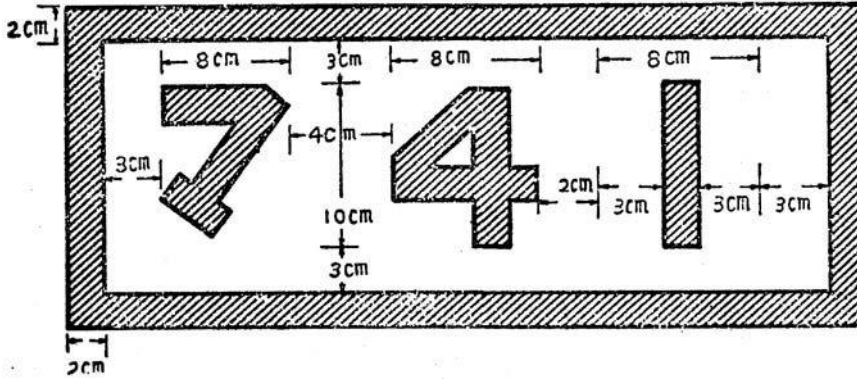
4 制限又は条件

年 月 日

静岡県知事 氏名 印

様式第 9 号 (第 7 条第 3 項、第 13 条第 1 項関係)

(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・55 年 18 号・平成 2 年 27 号〕)



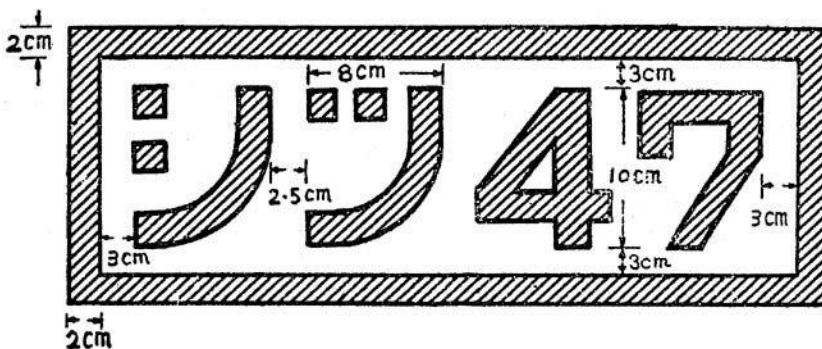
まき網漁業にあつては「マ」、附属漁船にあつては「マフ」、船びき網漁業にあつては「フ」、ごち網漁業にあつては「コ」、空釣こぎ漁業にあつては「カ」、底立てはえ縄漁業にあつては「ソ」とし、次の数字は許可(承認)番号であつて各文字の太さは 2 センチメートル以上とし、その字の太さ及び間隔は図示の寸法以上によることとし、その各文字を更に図例のように太さ 2 センチメートル以上の枠をもって囲むものとする。

斜線の部分

朱色で表示する。ただし、種苗漁業にあつては、黄色で表示する。

様式第 10 号 (第 13 条第 1 項関係)

(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号〕)



様式第 12 号 (第 16 条関係) (用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正 [昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号])

漁業許可(起業認可)(附属漁船使用承認)		
内容変更許可(承認)申請書		
年 月 日		
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地	
申請者		
氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印
下記により 漁業の許可(起業の認可)(附属漁船の使用承認)の内容変更について許可(承認)を受けたいので、申請します。		
記		
1 漁業種類		
2 許可(認可、承認)番号		
3 許可(認可、承認)年月日		
4 変更しようとする事項		
項目	現在の許可(認可、承認)の内容	変更しようとする事項

5 変更しようとする時期			
6 変更しようとする理由			

様式第 13 号(第 16 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号・14 年 7 号〕)

船舶件名書	
1 船名	
2 船籍港	
3 船体の長さ、幅、深さ	
4 計画トン数	
5 推進機関の種類及び馬力数	
6 予定起工年月日	
7 予定しゅん工年月日	
8 造船所の所在地及び名称	

様式第 14 号(第 17 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

漁業許可証(附属漁船使用承認証)書換え交付申請書

年 月 日								
静岡県知事 氏名 様								
住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地							
申請者								
氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印						
<p>下記により 漁業許可証(附属漁船使用承認証)の書換え交付を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業種類</p> <p>2 許可(承認)番号</p> <p>3 許可(承認)年月日</p> <p>4 書き換えようとする事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 40%;">現在の許可証(承認証)記載事項</th> <th style="width: 45%;">書き換えようとする内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5 書換えを必要とする理由</p>			項目	現在の許可証(承認証)記載事項	書き換えようとする内容			
項目	現在の許可証(承認証)記載事項	書き換えようとする内容						

様式第 15 号(第 18 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

漁業許可証(附属漁船使用承認証)再交付申請書

年 月 日		
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地	
申請者		
氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	印
<p>下記により 漁業許可証(附属漁船使用承認証)の再交付を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業種類</p> <p>2 許可(承認)番号</p> <p>3 許可(承認)年月日</p> <p>4 再交付を必要とする理由</p>		

様式第 16 号(第 31 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

休業届		
年 月 日		
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあっては、その主たる事務所の所	

	在 地	
届 出 者		
氏 名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	印
<p>下記のとおり休業したいので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業種類</p> <p>2 許可番号</p> <p>3 許可年月日 年 月 日</p> <p>4 休業期間 年 月 日 から 年 月 日まで</p> <p>5 休業の理由</p>		

様式第 17 号(第 31 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

就 業 届		
年 月 日		
静岡県知事 氏名 様		
住 所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地	

		届出者
氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印
<p>下記のとおり就業したいので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業種類</p> <p>2 許可番号</p> <p>3 許可年月日 年 月 日</p> <p>4 就業予定年月日 年 月 日</p>		

様式第 18 号 削除

(〔昭和 50 年規則 68 号〕)

様式第 19 号(第 45 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

岩礁破碎等許可申請書		
		年 月 日
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地	
		申請者

氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印
<p>下記により岩礁破碎(土砂採取、砂れき採取、岩石採取)の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的</p> <p>2 漁業権の免許番号</p> <p>3 所在する場所</p> <p>4 期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>5 補償の措置</p> <p>6 その他参考事項</p>		

様式第 20 号(第 47 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

種苗採捕許可申請書		
		年 月 日
静岡県知事 氏名 様		
住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地	
申請者		

氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	印
<p>下記により種苗採捕の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的</p> <p>2 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p style="padding-left: 40px;">静岡県漁業調整規則第 条</p> <p>3 使用船舶</p> <p>(1) 船名</p> <p>(2) 漁船登録番号</p> <p>(3) 総トン数</p> <p>(4) 推進機関の種類</p> <p style="padding-left: 40px;">及び馬力数</p> <p>(5) 所有者氏名</p> <p>4 採捕しようとする水産動植物の供給先及びその数量</p> <p>5 採捕の区域</p> <p>6 採捕の期間</p> <p>7 使用漁具及び漁法</p> <p>8 採捕に従事する者の住所、氏名及び年齢</p>		

様式第 21 号(第 47 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(全部改正〔平成 6 年規則 47 号〕)

許可番号 第 号

種苗採捕許可証

住所又は所在地

氏名又は名称

1 適用除外の事項

静岡県漁業調整規則第 条

2 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量

3 採捕の区域

4 採捕の期間

5 使用漁具及び漁法

6 採捕に従事する者の住所、氏名及び年齢

7 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

8 許可期間

年 月 日から 年 月 日まで

9 制限又は条件

年 月 日

静岡県知事 氏名 印

様式第 22 号(第 48 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 2 年 27 号・6 年 47 号〕)

特別採捕許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏名	法人にあつては、その 印 名称及び代表者の氏名
----	-------------------------------

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

1 目的

2 適用除外の許可を必要とする事項

静岡県漁業調整規則第 条第 項

3 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類

及び馬力数

(5) 所有者氏名

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)

5 採捕の区域

6 採捕の期間

7 使用漁具及び漁法

8 採捕に従事する者の住所、氏名及び年齢

様式第 23 号 (第 48 条関係) (用紙 日本工業規格 A4 縦型)
(全部改正 [平成 6 年規則 47 号])

許可番号 第 号

特別採捕許可証

住所又は所在地

氏名又は名称

1 適用除外の事項

静岡県漁業調整規則第 条第 項

2 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量

3 採捕の区域

4 採捕の期間

5 使用漁具及び漁法

6 採捕に従事する者の住所、氏名及び年齢

7 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

8 許可期間

年 月 日から 年 月 日まで

9 制限又は条件

年 月 日

静岡県知事 氏名 印

様式第 24 号(第 54 条第 2 項第 1 号関係)

(全部改正〔昭和 44 年規則 40 号〕、一部改正〔昭和 50 年規則 68 号・平成 15 年 48 号〕)

	45.5 cm		
			76.0 cm
38.0 cm			
	91.0 cm		

備考 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。

2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたはすぐ停船されたい。)である。

様式第 25 号(第 57 条第 1 項関係)

(一部改正〔昭和 50 年規則 68 号〕)

	80 cm	
--	-------	--

	第 号	80 cm
	○ ○ 漁業	
	漁業者氏名	
	又は名称	

布地は赤色